

近江商人の出世証文と御札証文

—松居久左衛門家を中心に—

末 永 國 紀

目 次

はじめに

第一章 松居久左衛門家について

第二章 出世証文と御札証文

むすびに代えて

はじめに

借金返済に行き詰まった時点で借用証文を書き直し、将来の出世（出精、出情）時に返済を約束した「出世証文」については、宇佐美英機氏に「近世の出世証文―滋賀県神崎郡五個荘町域の事例」・「明治時代の出世証文―滋賀県神崎郡五個荘町域の事例」・「馬場利左衛門家の出店と「出世証文」がある。」^[1] これらは、近江商人研究において

も歴史学研究においても従来ほとんど無視されてきた「出世証文」を正面から取り上げようとした意欲作である。宇佐美氏は、乏しい研究史を丁寧に整理し、江戸後期から明治期にかけて近江商人の家に遺された計四四四点の事例分析を行った。分析結果として「出世証文」は、単に分散の場合に限らず、多様な局面で作成された債権再請求権であり、その効力を担保したものは「子孫文言」にみられる榮譽の質入であった、という現段階における見解を示されている。

本稿の目的は、松居久左衛門家の史料整理の過程で見いだした一四四点の「出世証文」・「御札証文」を検討し、これらの証文類の作成を容認した債権者側の意図を探ることにある。なお、債務免除を受けた「御札証文」と「出世証文」とを一緒に検討するのは、松居家の史料では両者は一括して保管されていたことと、「御札証文」と記してあっても内容は「出世証文」である場合があるためである。

第一章 松居久左衛門家について

弘化頃と推定される「湖東中郡日野八幡在々持余家見立角力」という近江商人の番付表がある。ここに取り上げる星久の屋号で知られる松居久左衛門家の名前は、この番付では右方の最上段の筆頭に掲げられている。数ある近江商人のなかの、いかなれば東の正横綱の地位である。

星久ほしひさに関する刊行物は、私家版として発行された『松居遊見伝』（八世松居久左衛門編 昭和四〇年）・江頭恒治『星久二百二十五年小史』（昭和四六年）があり、学術論文としては江頭恒治「商業資本の蓄積について―近江商人中井家と松居家の場合」（昭和三六年）がある。これらを資料にして松居久左衛門家の概要を述べておこう。

松居家の創設は延享三（一七四六）年であり、八代將軍家重の代である。吉宗は大御所としてなお健在であったの

で、享保改革の終盤期といってもよい。発祥の地は湖東平野のなかにある神崎郡位田村いんでであり、南方には中山道が走っている。位田村は、江戸時代は彦根藩領であり、明治一二（一八七九）年に竜田村と合併して北五個荘村竜田となった。現在は神崎郡五個荘町域に含まれている。

創設の契機は、農業のかたわら持下り商いを営んできた本家松居久右衛門家の二代目が、延享三年に資産の銀二三五貫九四七匁一分を四人の子供に分配し、三男の久左衛門が銀四五貫二七八匁八分を独立営業資金として分与されたことによる。初代松居久左衛門は幼名久五郎、長じて久左衛門、老後は法名を浄雲と号した。没年は安永三（一七七四）年であり、享年七九。二代目久左衛門が家督を譲り受けた時の資産は銀一一七貫二四五匁に増えていた。二代目は村内の難洪人のために益金の中から毎年一〇〇両を割いて利子をつけて積み立てることを遺言し、文化六（一八〇九）年に亡くなった。享年七三。二代目の長男は二六歳で没したので、次男の久三郎が家督を継ぐことになった。三代目久左衛門であり、後に遊見と号した。

遊見が寛政六（一七九四）年に二五歳で相続した時の資産は、銀四一〇貫六九一匁であった。遊見が天保三（一八三二）年に家督を四代目久次郎に譲った時の資産は銀三七三貫九二二匁であり、九倍に増加していた。ところが四代目は嘉永二（一八四九）年に五〇歳で亡くなったので、遊見は八〇歳で当主の座に返り咲き、安政二（一八五五）年に八六歳で没するまで当主の座にあった。遊見が没した時の資産は銀四四八九貫九六七匁に達していた。金にして八万三千兩余といわれる。

後継者として五代目を継いだのは、四代目の長子の久三郎であり、二四歳であった。後の久左衛門松涛である。五代目が経営の衝にあたるようになったのは元治元（一八六四）年以降であり、その間、叔父の太七が後見役を勤めたといわれる。幕末維新期の経営を担った五代目は明治二六（一八九三）年に家督を養嗣子の助二郎に譲った。六代

目久左衛門である。法名遊照。二八年時点での資産は銀二四三五貫余に減少している。星久は三二年の株式投資の失敗でついに倒産した。⁽³⁾

このように見てくると、松居久左衛門家の最盛期は、寛政六年〜安政二年までの遊見の時代であったことがわかる。星久の経営は位田の久左衛門家を本宅とし、京都・江戸・大坂に本店を開き、大いに商勢を張った。文政から幕末にかけての商法は、商品取引部門と金銭貸付部門に大別される。商品取引部門は麻布方・糸絹方に分かれ、その他に米・石灰・練綿・紅花・紫糸や蘇木・木香・丁子・連朮・サフラン・阿仙・竜骨等の薬種も扱った。金銭貸付部門は金銀貸方と呼ばれ、諸方貸方と御屋敷口に分かれていた。諸方貸方は庶民や出店への貸金であり、御屋敷口は大名貸しのことである。

第二章 出世証文と御礼証文

以下では、松居久左衛門家の出世証文と御礼証文の類を時代順に並べて、それぞれを要約補足していくことにしよう。いずれの証文も三代目久左衛門遊見の存命中のものである。説明の便宜上、史料に番号を付けることにする。ただし、証文類の包紙に記されたウハ書の文字は遊見の手跡ではなく、すべて後代の筆跡である。

史料⁽⁴⁾ ①

(包紙ウハ書)

「文政三辰三月認 金七百両証文尅通 無利足 出情帰シ^{ママ} 返済被成候筈 村 ◆彦左衛門 (朱筆) 貸滞金
帳印」

借用申一札之事

一 文金七百六拾兩也

内 金六拾兩也

諸道具代渡ス

指引残而 金七百兩也

右之金子私義商売御取立被下置御恩借仕候処相違無御座、然ル所今般不如意ニ付御返金手立無之候、仍而商売相統仕居候内年々出情不限多少御入金可仕候、尤右之仕合ニ付前書之通無利足ニ而御許容被下候段忝奉存候、為其一札仍而如件

文政三年

借り主

辰三月

彦左衛門 印

松居久左衛門殿

文政三（一八二〇）年に書かれたこの文書の表題は、「借用申一札之事」とあり、普通の借用証文の形式をとっているが、内容はあきらかに出世証文である。すなわち、営業資金として七六〇兩を借り受けたが、商売がうまくいかず、六〇兩はなんとか諸道具を処分して返したが、残金七〇〇兩の返済の用途が立たない。残金については、商いを続けながら出情（出精）して働き、年々少しずつでも返済するつもりである。このような事情を理解し、無利息での返済を許容してもらって、大変有難い。

もともとの七六〇兩は、「商売御取立被下置御恩借仕候処相違無御座」とあるところからみて、何らかの商売を手がけていた同村の彦左衛門に、多分に恩情的に貸し与えられた性格の営業用資金であったとみなすことができる。

わざわざ「前書之通無利足」ということからすると、もともと無利子の資金であったと考えられる。諸道具を処分して六〇両を調達した借主の彦左衛門が分散にまで及んだか否かは未詳である。この借用証文を貸し手の久左衛門の側からみれば、元金の八%の返済のみで、残金を無期限で無利息の返済に書き換えることを認めたことになる。

史料②

(包紙ウハ書)

「文政十年亥四月認 出情証文壹通 金高百五兩 信州諏方 万屋弥右衛門 (朱筆) 貸滞金帳記ス」

一札之事

一 金百四拾兩也

右之金子売用ニ而追々借用仕候所実証也、然ル処拙者儀近年身上向不勝手ニ相成必至ト難行立御返金相成兼候

ニ付、無抛段々御侘談仕候所、格別之思召を以御返済左之通

金拾六兩三分ト三匁

是迄御渡シ金壹分式厘之分

金拾八兩ト拾式匁

当十二月御返金可申事、但シ壹分三厘

右之通御勘弁ヲ以御承知被成下忝仕合奉存候、尤引残り金之儀者出情次第御返金可仕様御無心申上候処、是又御承知被下忝奉存候、依之出情返金証文仍而如件

文政十丁亥四月

信州諏方 万屋

弥左衛門 印

一類物代

茂助 印

同断

元右衛門 印

江州位田村

松居久左衛門殿

これは、信州諏訪の万屋弥左衛門という商人が、営業資金一四〇兩を借用したが、返金の方途がたなくなつた窮状を久左衛門に訴え、返済を猶予されて書き改めた出世証文である。文言のなかでの表現は「出情返金証文」となっている。許容された内容は、元金の一二％に相当する金一六兩三分と銀三匁はすでに返済したこと。さらに一三％にあたる金一八兩と銀一二匁は、文政一〇年一二月までに返金すること。元金の七五％にあたる残金は、弥左衛門が出情次第返金すること。

地方商人である弥左衛門に久左衛門が出世証文を許容した背景には、信州が松居家の商圈であり、下諏訪は近江商人がよく利用した中山道の宿駅であり、馴染が深かつたことによると考えられる。

史料③

(包紙ウハ書)

「天保九戌年二月認 金高五拾五兩 出情返済証文 但祇園新地富永町井筒屋庄兵衛外七人取金八十兩江入置残り 京河原町三条下ル三町目南車屋町 伊勢屋和助」

出世証文之事

一 先達而私口入仕祇園新地富永町井筒屋庄兵衛此外七人江金高八拾兩御出金、則貸付会所改証文を以去ル已正月御貸付置被成候処、其後追々二元入金五拾五兩私方江請取置、外二式拾五兩者其御方江直々御請取、都合八拾兩皆濟ニ相成候二付、右貸先連印中より証文御差戻可有之候様申出候処、右五拾五兩之分私より未御渡シ不申候故御存無之候二付、御取調之義御引合中不存寄当廿五日其御方并貸付御会所相手取金(ムネ)返濟証文不戻出入申立種々偽之儀を書載、右井筒屋庄兵衛已下八人より御訴訟申上候段、承知仕驚入候、然ル処願人中不行届之義も有之候上、不束之書面を以御願申上候段逐一御返答可被成趣、右候而者願人中申披無御座由ニ而、右御訴訟者願下ケニ相成、仍之私手元御糺被成申訊ケ茂無之次第、右不束之願上方与申も、全私不埒より事替候義ニ付、是迄請取候時々御渡可申義者不申及、右手元江入込候元入金五拾五兩早速御渡可申之処、何分必至難洪ニ相暮当時金子手使茂無御座候ニ付、何卒暫御待被下候様御頼申入候処、前件不束之訳柄被申余程之金子ニ付御聞入被成かたく旨御尤、重々不埒之義何共申上様無之候得共、段々御歎申入候ニ付格別御勘弁を以御聞濟被下千万忝奉存候、尤立身仕次第早速入込分五拾五兩返濟可仕候、右之趣子々孫々ニ至迄聊忘却仕間敷候、為後日出世証文仍(而)如件

柳馬場押小路下ル罷在

當時河原町三条下ル三町目

天保九戌年二月廿九日

伊勢屋和助 印

近江屋嘉兵衛殿

天保九（二八三八）年のこの証文は、表題からすでに「出世証文」と謳っている。宛先の近江屋嘉兵衛というのは、星久の京都出店の店名前である。⁵⁾内容は、貸付会所を通して近江屋嘉兵衛が、京都在住の伊勢屋和助を仲介として、祇園の井筒屋庄兵衛以下八人へ融資した八〇両のうち、返金二五両は近江屋嘉兵衛へ直接手渡されたが、残りの五五両は追々に債務者から仲介者の和助の手元へ返金された。ところが、和助がその返金を近江屋嘉兵衛へ渡していなかったため、借入金を皆済したつもりで債務者八人は、借用証文の返却を申し入れて訴訟になった。和助としては、ただちに五五両を近江屋嘉兵衛へ返済しなければならぬがそれも不可能なので、今しばらくの返金猶予を許容していただきまことに忝い。この上は立身次第に返済するつもりであり、このことは子々孫々まで忘却しないと誓約したものである。

星久の出店は、三条高倉東入町にあった。融資の仲介者となった伊勢屋和助が返済金を着服したことに對して、近所の誼をもって星久側が寛大な措置を講じたものであろう。

史料④

（包紙ウハ書）

「天保九年戊七月認 証文 壹通 勝堂村五兵衛 金九百拾両出情被致候節、返金証文也 （朱筆）貸滞金帳印」

指入申一札之事

一 金千三百兩也 但シ通用金

内金三百九拾兩者相渡ス

右之金子此度皆済可仕筈之所、存外不仕合ニ付差当リ調金難出来当惑仕、折入而御勘弁方相願候所、厚御憐憫之御慈悲ヲ以追々身上取立出情次第返金可仕対談ニ而御得心被成下難有奉存候、然ル上者相当之身分ニも相成候得者、不実不仕候様返済可仕候、依之入置申一札如件

愛知郡勝堂村

天保九年

借主 五兵衛 印

戊七月日

証人 伊右衛門 印

位田村

松居久左衛門殿

この証文は、久左衛門から一三〇〇両を借用した近傍の愛知郡勝堂村に居住する五兵衛が、元金のわずか三割に相当する三九〇両を返済しただけで、七割を占める残金の九一〇両は出情後に返済することを約定したものである。「相当之身分」になるまで、というような極めてあやふやな将来を担保に返済が猶予されている。五兵衛が一三〇〇両の借入金を何のために使用したのかは、借用証文の文言から窺い知ることができない。

史料⑤

(包紙ウハ書)

「天保十亥八月認 出情証文耆通 高五百廿両 出情次第追々返済定 借用人 村 長右衛門 証人四人印

(朱筆) 貸滞金帳」

一札之事

一 私シ義、先年より貴殿方ニ而御恩借仕、中国筋江商内致居候所、近来掛方追々相滞御返金御違約ニ相成申訳ケも無御座候、左之通御願申上候 則

一 金七百七拾兩也

借用金ノ高

右之内

金貳百兩也

家屋敷諸道具畑藪売払代金差上候

金五拾兩也

当村佐右衛門より借用金請判弁金差上候

ノ

引残り金五百廿兩也

右引残り金当時御返濟手段無之二付、親類中を以段々御歎願申上候所、厚御勘弁ヲ以此後出情仕候節、追々御返金可致様被仰下難有仕合ニ奉存候、然ル上者向後相働き出情次第多少とも追々御返金可申候、為其一札差上置候所仍而如件

天保十己亥八月

本人

長右衛門

印

親類証人

忠五郎

印

右同断

中村庄左衛門

印

右同断

佐右衛門

印

右同断

忠兵衛

印

当村

松居久三郎殿

この証文の宛名の久三郎は、久左衛門の幼名であり、公的には後年まで使用された名前である。^⑥証文に記された文言から次のような事情を知ることができる。借主の長右衛門は、中国地方へ持下り商いに出かけて商いをしていた他国稼ぎの近江商人であること。売掛金の焦げ付きが生じて、借入金の返済が困難となったこと。示談によって借入金の七七〇両のうち、二〇〇両は「家屋敷諸道具畑藪売払代金差上候」とあるところからすると、分散処分して調達したものと考えられる。また五〇両は、同村の佐右衛門から調達した弁済金である。借入金の六七・五%に相当する残金五二〇両については、出情次第に多少共返済していくことを約した出世証文に書き改めることに貸主と借主の双方が合意している。商人同士の貸借関係であり、利息について触れていない以上、無利息の営業資金の貸付であったと解釈することが可能であろう。

史料⑥

(包紙ウハ書)

「天保十三寅三月認 出情返済証文壹通 金高九十八兩貳分 北之庄 中村与七 同村証人 中村西右衛門

(朱筆) 貸滞金帳記ス」

一 札之事

一 金三百七拾三兩也 元金借用高

右之内

一 金九拾兩也 正金相渡候

一 金百八拾六兩貳歩 御容赦被下候分

引残テ 金九拾六兩貳歩也

右引残り金当時御返済手当無之候ニ付、出情次第追々御返金御頼申上候所、御承知被下難有奉存候、然ル上者格別之御恩金之義ニ候得者、出情致候上者急度御返金可仕候、為後日一札仍而如件

天保十三寅年

北之庄村

三月

中村与七 印

同村証人

中村西右衛門 印

松居久左衛門殿

借主の中村与七が住む北之庄村は、久左衛門の本宅のある位田村の隣村であり、明治初期に宮荘村となった。証

文によれば、元金三七三両を借りた与七は、九〇両だけを正金で返済し、元金の半分に相当する一八六両二分は債務免除の恩恵に浴している。残金の九六両二分については出世払いにすることが取り決められている。借用金の半額を免除されているだけに、残金を「御恩金」と称して、出精のうえで必ず返済することを約束している。証文の文言からは、与七の営業種を推し量ることはできない。

史料⑦

(包紙ウハ書)

「天保十五辰八月認 出情証文巻通 高五十式両 当人 村 茂助 但善兵衛事 証人 庄右衛門 次右衛門」

引負金出情証文之事

一 金五拾貳両也

右件之金子私義去ル丑年三月御奉公ニ御召抱被下難有忠勤相励可申之処、其後不埒之働仕候ニ付き右翌寅年七月御詮議ニ預リ候処、前書之金高勤仕中引負仕候条一言之申分無御座候、依之右引負金速ニ御返金可仕筈、困窮之私義ニ付暫御猶予被成下、則其節御暇被為下重々奉恐入候、全心得違ニ而御高恩不顧段追々光悔仕、前件之金子私聊ニ而も出情ニ望候ハ、連々ニ而茂御返金仕度、伏而御頼申上候処、格別之御仁恵ヲ以御聞届被成下冥加至極難有仕合ニ奉存候、然ル上者向後弥改心仕出情次第急度御返金可仕候、万一其節異儀仕候ハ、如何様之御取計被成下候共一言之申披無御座候、為後日引負恩借証文仍而如件

天保十五甲辰年

本人

八月

茂助 印

茂助兄

庄三郎 印

松居久左衛門様

前書之通相違無御座候、右茂助願之通出情次第無相違急度御返金為致可申候、為後証之奥書調印仕候処仍而如件

証人

次右衛門 印

同

庄右衛門 印

表題に「出情証文」と記されているこの出世証文は、奉公中の不正行為によって五二兩の引負金が發覺して解雇された善兵衛事、本名茂助が差し入れたものである。本来は早速に返金しなければならないが、しばらくの猶予を願ひ、出精して返済することを許容されたことに對し、主家への謝意を表明している。当人に並んで兄の庄兵衛も連署し、他に二名の証人が奥書調印することによって、約定の遵守を強調した形式になっている。利息に関する文言は見当らない。

史料⑧

(包紙ウハ書)

「八島村森野八郎右衛門殿へ天保十二辛丑年三月金式百兩取替候処、不如意二相成道具金子二而請取、引残り

金用捨致、借用証文返シ候ニ付、礼一札被遣候書附卷通入 弘化二乙巳二月認

一札之事

一 先年貴殿より御借用金左ニ

覚

天保十二辛丑年三月

一 金貳百兩也 元金

丑十二月右日限、利足月六朱

右借用仕候処、不如意ニ相成返濟相滞候ニ付、日吉村宇右衛門ヲ以勘弁方段々御頼申入候処、左之通り

卯八月

一 金八拾四兩也 諸道具ニ而御渡申上候

卯八月

一 た以加堂之絵 屏風一双

巳二月

一 金五兩也 正金御渡申候

ノ

右三品御渡申候而、元利共皆濟御聞被入御承知被成下、借用証文御返し被下、千万忝仕合ニ奉存候、永々御恩忘却不仕候、為後日御礼一札仍而如件

弘化二乙巳年

八島村

二月日

八郎右衛門 印

位田村

松居久左衛門殿

湖北に位置する彦根藩領浅井郡八島村の八郎右衛門が、天保一二（一八四二）年三月に借用した月六朱の利息のついた元金二〇〇両を期限の同年一二月までに返済できず、三年以上経過した弘化二（一八四五）年二月に、久左衛門の寛大な計らいによって元利皆済となったことに対して認められた御札証文である。皆済の内容は、天保一四年八月に八四両分を諸道具で返済し、さらに別に「た以加堂之絵」である屏風一双を特記している。弘化二年二月に正金で五両を払って、借用証文を返却してもらい、元利完済となっている。

明示された返済金額は八九両のみであるから、屏風一双が残りの元利に相当するとみなされたのである。この屏風は大雅堂と号した池大雅の屏風絵とも考えられるが、返済が三年以上も延引し、ほとんど物納で皆済となったのであるから、八郎右衛門の泣訴が受け入れられたのであり、それに対して長く御恩を忘却しないことを誓った「一札之事」と題する事実上の御札証文が作成されたのである。

史料⑨

（包紙ウハ書）

「弘化五申三月認 御札一札 金三百両貸金之分不如意ニ付不残用捨致遣候間証文返申候 依而此一札被遣候

事 カネ吉 吉右衛門」

御礼一札之事

一 貴家様より金三百両、利足月六朱、未九月より当申二月晦日限借用仕居候処、近来拙家不勝手ニ相成、今般御親類中江仕法立相頼申上候所、御承知之上所持之品々売払申候而借財金返済方々仕候、然ル所跡々相続手当金被成下候儀ニ付、貴家様より借用金三百両不残御用捨被成下、証文御返却被下慥ニ請取申候、御厚志之段千万忝子孫迄毛頭忘却不仕候、依之為後日仍而如件

弘化五年

吉右衛門 印

戊申三月

松居久左衛門様

金三〇〇両を月六朱の利息付で借りた吉右衛門の居住地は明らかでない。文言によれば、約定の半年間が過ぎても返済できなかった吉右衛門は、所持の品々を売り払って方々からの借財金の返済に充てたが、後々の相続資金も必要であるうとの配慮から、松居久左衛門からの貸付金は全額免除されることになり、借用証文も返却されたこと等が分る。この御礼証文は、久左衛門による寛典を吉左衛門が子孫にいたるまで忘却しないことを誓約したものである。

史料⑩

(包紙ウハ書)

「金高千両用捨致遣し札一札差入被成証書 嘉永二年酉閏四月 京東洞院 近江屋孝三郎」

差入申御札一札之事

一 金千両也

右者元金高式千両也、従来借用仕罷有候所、近来不如意ニ相成、御返濟難出来依、仕法立を以御勘弁方御願申上候所、格別之御憐憫を以書面之金高御容赦被成下候義、御懇情之段重々忝奉存候、御蔭を以永続可仕、此段厚御札申上候、右御高恩之程永々忘却仕間敷候、為御札差入申一札仍而如件

嘉永二酉年

近江屋孝三郎 印

閏四月

善右衛門 印

嘉助 印

松居久左衛門殿

これは元金二〇〇〇両を久左衛門から借り受けた京都の近江屋孝三郎が、窮状を訴えて半金の一〇〇〇両を債務免除してもらったことに対する嘉永二（一八四九）年の御札証文である。孝三郎は屋号をもち、この恩典によって永続できることを喜んでいるところを見ると、何らかの商いを営む商人であると考えられる。型どおりの文言ではあるが、文末で久左衛門の厚恩を長く忘れないことを誓っている。

史料①

（包紙ウハ書）

「金三拾兩用捨遣シニ付 御礼証文一札入 嘉永四年亥三月 下八木村 当人五郎兵衛 証人兄 武兵衛 近親 彦根糝屋利兵衛 京藤村屋忠兵衛」

御礼一札之事

一 金三拾兩也 嘉永三庚戌年四月晦日借用仕候

外二御利足

但し住居家屋敷為引当指金候、尤村役人奥書調印

右之金子当四月晦日限元利共御返済可申約定ニ而借用仕候所、不如意必至難洪困窮ニ付、今般近親我等より右御借用金御用捨可被成下段、御頼奉申上候所、御格別之御仁情ヲ以御聞濟被成下、則書入証文御戻シ被下難有慥ニ請取申候、尤も此度聊堂りと茂配当を以御頼可奉申上筈ニ御座候所、無之義御勘弁被成下重々難有仕合ニ奉存候、然ル上ハ我等在世中ハ不及申子孫ニ至迄御高恩忘却仕間敷候、自然向後立身出世仕候刻ハ、為御冥加右金子御返済可仕候、若其節当人又ハ脇より不当申出候ト茂加判之者より急度御厚礼御挨拶可奉申上候、為後日御礼一札仍而如件

愛知郡下八木村

当人 五郎兵衛 印

嘉永四辛亥年 証人 兄弟 武兵衛 印

三月 彦根瓦焼町

近親 糝屋利兵衛 印

京

松居久左衛門様

藤村屋忠兵衛 印

この一札は、債務免除の御礼証文であると同時に出世証文ともなっている。内容は、金三〇両を嘉永三年四月限りに住居の家屋敷を抵当に、村役人奥書調印の上で借り入れた近隣の彦根藩領愛知郡下八木村の五郎兵衛が、返済困難となり、全額債務免除の申し出を許容され、書入証文を返却してもらったことへの御礼一札である。債務者の五郎兵衛は、本来なら分散していささかでも弁済に充てるべきところを、それも免除してもらい、今後子孫にいたるまで高恩を忘れず、立身出世次第返済することを誓っている。兄および彦根と京都の近親が証人となっていて、後日の返済を確約し、久左衛門の跡懸り権を一層保証した形式になっている。居住する家屋敷を抵当に入れての借財であったので、分散処分を免れるために限月前の三月に債務免除を申し入れたものと思われる。

史料⑫

(包紙ウハ書)

「嘉永五年子九月 一札 高三千両貸金済方ニ而相成礼書 但内千五百両用捨遣し候ニ付礼一札 京四条烏丸

東入 近江屋宇兵衛」

一札

一 金三千両也

右之通借用仕置候処、今度必至難渋不融通ニ付当金千五百両ニ而御勘弁被下、莫太之金子御用捨ニ預り為

御済被下千万難有仕合ニ奉存候、然ル上者以後大恩忘却不仕家業相続可仕候、為其御礼一札仍而如件

嘉永五年

京四条烏丸東江入町

子九月

近江屋宇兵衛 印

松居久左衛門様

これは、三〇〇〇両の借入金のうち、半金一五〇〇両の債務免除を受けたことへの御礼証文である。一五〇〇両は、この一四通の松居家の出世証文・御礼証文に見られる債務免除のなかでも最高額である。債務免除を受けたのは京都の近江屋宇兵衛である。借入額が高額であることや「家業相続」とあることからすれば、何らかの商いを営む商人であったと考えられる。

史料⑬

(包紙ウハ書)

「安政二卯年九月認 御礼一札 金高式百五十両貸金 内 五拾両 当金受取 引残金式百両用捨済致遣し候
ニ付礼書 位田村 源左衛門」

御礼一札之事

- 一 我等是迄御取引被下候所、去ル嘉永七甲寅年借用金高式百五拾両御座候所、返済不納ニ相成申訳も無之次
- 第二候、然ル所济方之義段々御頼申上候所、格別之御勘弁ヲ以右金式百五拾両五ケ一金五拾両差入、残金式百両御恵被下皆済ニ被成下候段、重々難有仕合ニ奉存候、右御厚恩之程永世忘却致間敷、仍之御一族御

長久御繁栄可祈候、為後日御礼一証如件

安政二乙卯年

位田村

九月廿五日

源左衛門 印

松居久左衛門殿

これは同じ位田村に住む源左衛門が、取引先である松居家久左衛門から借用した二五〇両の返済ができなくなり、五分の一にあたる五〇両だけを返して、残り二〇〇両の債務を免除されたことに対する安政二（一八五五）年の御礼証文である。源左衛門はこの厚恩を永世にわたって忘却せず、久左衛門一族の長久の繁栄を祈ることを誓っている。商用に関する借入れであったと考えられる。

史料⑭

（包紙ウハ書）

「安政五年午四月認め、上 取替金百五拾両致候内、五拾両用捨致遣し候ニ付礼一札被遣候分 村 庄兵衛」

指入申御礼一札之事

一 嘉永七寅年商売元手金百五拾両也御借用申候所実証也、然ル処商内場ニて不慮之大損仕御返済難相成ニ付、元金百五拾両之内金百両御返金仕、残り金五拾両御赦免御願申上候所、御聞濟被下、且又右利足此度金壹両ニ而御容赦御願、是又御聞濟被成下重々難有仕合ニ奉存候、右御礼一札仍而如件

安政五年年

村 庄兵衛 印

四月

松居太七様

この証文の宛名が松居太七様となっているのは、安政五年には久左衛門遊見はすでに亡くなっていて、五代目久左衛門松涛の時代であり、遊見の三男である太七が後見人であったことによる。⁷⁾ 文言の内容から、商売の元手金として遊見存命中の嘉永七年から四年間に渡って一五〇両を借用した位田村の庄兵衛が、商用先で不慮の大損をして返済できなくなったこと、そこで一〇〇両だけ返済し、残り五〇両の免除を受けたことを知ることができる。この一五〇両には、率は不明ながら利息が付いていたが、その利息総額も形式的に一両で用捨となっている。債務と利息の免除に対する御礼証文である。

むすびに代えて

以上にみてきた史料①～史料⑭までの証書類は、借入金的大部分を出情（出精）後に返済することを約定した「出世証文」と、借入金 of 全額もしくは一定額を債務免除しただけで、将来の出情後の返済を誓約する文言を欠いた「御礼証文」に分けられる。債権者の松居家側では、「出世証文」を包紙ウハ書の文言にみるように「出情証文」と表記している。

史料⑥は、借入金 of 四分の一を返済しただけで、半額を債務免除され、残りの四分の一を出情後に返済することを約した場合は、「御礼証文」ではなく「出情証文」と記され、史料⑪のように、全額を免除されて、それを立身出世後に返済することを約した場合は、「出情証文」とは記さずに「御礼証文」と表記している。したがって、貸主の

松居家側には、「出情証文」と「御礼証文」との間に厳密な区分はなかったと考えてよいであろう。だからこそ、両者は一括して保管されていたのである。大部分が物納によって皆済された形をとった史料⑧の二〇〇両を除いて、松居家の「出情証文」と「御礼証文」による債務免除の金額は五七〇五両に上る。遊見の没した安政二（一八五五）年の松居家の純資産は金に換算して八万三二四七両といわれるから、事実上の債務免除額は純資産の約七％に相当する。また、文政年間から幕末にかけての松居家の経営では、絹布・綿布・麻布の商品部門から金銀貸付部門へ商いの重点が移行する時期であったとされる⁹。これまで検討してきた「出世証文」・「御礼証文」の作成された期間は、文政三（一八二〇）年三月の史料①をはじめすべてこの移行期に属しているから、資金貸付に経営を傾斜させながら、なお多額の債務免除に応じたのである。

これまでの「出世証文」に関する論議は、借主側の出精ないしは立身出世後という漠然とした返済約定の文言に対応して、当面の債務免除後に貸主側に遺された請求権としての跡懸かり権に集中してきた。しかし、松居家の事例では、返済された金額よりも、免除されたり、当面免除されて不確かな出せ払いとされたりした金額の方がはるかに大きいのであるから、債務弁済という債権確保を重視した論議だけでなく、債務免除・債権放棄という意味での「出世証文」・「御礼証文」にもっと注目する必要がある。

証文類の文言から貸付先が商人であることの知られるのは、史料①・史料②・史料③・史料⑤・史料⑩・史料⑫・史料⑬・史料⑭の八例である。なかでも史料⑤は、中国地方への持下り商いに従事する近江商人であることは明らかである。債務免除を乞う証文を差し入れた商人達は、行き詰まり、失敗した商人達であるが、そうした商人達に対して「出世証文」・「御礼証文」を認めた松居久左衛門遊見のような存在が、近江の限られた地域から多数の大商人を生み出す社会的基盤となったと考えることができる。事実、寛政一〇（一七九八）年創業の丁子屋小林吟

右衛門家の総勘定元帳ともいふべき「金錢万覚帳」には、松居家から文政五年の七五〇両以来、数度にわたる借入金⁽¹⁰⁾が記録されている。また、伝聞記録は、遊見が貸付金の滞りを意にかけず、「吾代に返さずば子孫の代に之を得んと云ひ放ちて有司を煩さず」と伝えている⁽¹¹⁾。この意味で近江商人松居家の「出世証文」・「御礼証文」による債務免除・債権放棄には、借り手を勉励する意味が推量されるのであり、陰徳善事の側面からも考察すべき要素を含んでいるといえよう。

付記

本稿は、平成一四年～一五年度の同志社大学学術奨励金による研究成果の一部である。

註

- (1) 宇佐美英機「近世の出世証文―滋賀県神崎郡五個荘町域の事例」(滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』第二九号、一九九六年)・同「明治時代の出世証文―滋賀県神崎郡五個荘町域の事例」(滋賀大学『彦根論叢』第三〇二号、平成八年)・同「馬場利左衛門家の出店と「出世証文」」(滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』第三二号、一九九八年)。
- (2) 江頭恒治「商業資本の蓄積について―近江商人中井家と松居家の場合」(滋賀大学『彦根論叢』第八十・八十一・八十二合併号、昭和三六年)。
- (3) その後の星久の歩みは、七代目の手によって京都で染悉皆・白生地売買の店が再興され、大正九年に資本金二〇万円で染加工受託の合名会社星久商店が誕生し、昭和二一年に資本金一〇〇万円の株式会社星久が設立された。株式会社星久は平成二二年に自己破産した。
- (4) 松居家左衛門家の史料は目下整理中である。史料①～史料⑦までの史料番号は#四八三であり、史料⑧～史料⑭までの史料番号は四九八が仮に与えられている。
- (5) 江頭恒治『星久二百二十五年小史』(昭和四六年、非売品)三五頁。

(6) 同書、一一頁。

(7) 同書、四四頁。

(8) 前掲、江頭、「商業資本の蓄積について―近江商人中井家と松居家の場合」。

(9) 江頭、前掲書、一八頁。

(10) 丁吟史研究会編『麥革期の商人資本―近江商人丁吟の研究』（吉川弘文館、昭和五九年）一八―一九頁。

なお、丁吟、小林吟右衛門家（現、財団法人近江商人郷土館）には、明治初期の「出世証文」が三点残されている。丁吟は天津通商・為替会社の社中であつたため、大津為替会社や、解散後の旧大津為替会社宛てに出された出世証文が残されたものと思われる。参考までに松居家の史料に連続させて掲示しておこう。史料⑮～史料⑰の近江商人郷土館における史料番号は#三五四一である。

史料⑮

出世証文之事

印紙

一 金百六拾貳円五拾錢也

右者明治四年辛未正月、丸屋金吾外四人連名借用金此度速ニ返済可仕候処、連名之内万屋万五郎義失踪仕、残り之者疲弊ニ成行返済難相成ニ付、只管御願談申上元滞高之内即日金三百円相納、尚又五拾円七月十五日限了相納御条約、残高六百五拾円之分連名四人江御分割相願、就中滞利之分ハ御勘弁ニ預リ元滞金此四ツ割右之金高私引請、尔来情々稼出し無相違可相納事ニ御願談御聞濟被成下難有、然ル上者右稼出々世之上可相納儀聊忘却不仕候、為其差入置一札仍而如件

大津上東八町

明治七年甲戌六月廿二日

長井金吾 印

大津為換会社

藤野四郎兵衛殿

近江商人の出世証文と御礼証文―松居久左衛門家を中心に―（永承國紀）

古望仁兵衛殿

史料⑩

証文之事

印紙 印紙 印紙 印紙 印紙

一 金貳百四拾四円九拾錢也

右者明治五千申年三月十五日我等并外四人組合ヲ以、同年五月廿五日限返済約定ニ而金千三百貳拾円借用仕、返済方相滞候ニ付本年六月廿四日御訴訟相成、組合中特別連壹分宛返金可致候処、難決ニ付返済難相成無余儀身代限御処分奉願、割賦金拾九円拾錢御入手之上殘金書面之通我等壹人分借用残り相違無御座候、然ル上者私者勿論子孫ニ至迄身代持直シ次第急度返済可致候、為後日証文依而如件

高島郡第九区 西万木村

明治七年九月廿五日

吹田宗次郎 印

大津 元為換会社

(朱筆)

表書之金子相滞ル旨訴出ニ付、吹田宗次郎身代限申渡シ動産等充払候処、割賦金拾九円十錢有之ニ付請取之、殘ル貳百四拾四円九拾錢ハ宗四郎義ハ勿論、其相続人ニ至ル迄身代持直シ次第濟方可請者也

明治七年九月廿五日 滋賀県 印

史料⑪

証文之事

印紙 印紙 印紙

一金貳百拾貳円貳拾六錢五厘

右者我等并外四人連判ヲ以金千三百貳拾円借用罷在候所、返濟難相成仍而身代限り相成候所、親類小畑源七郎ヲ此度金五拾円代償仕、殘金前書金高之儀者、我等稼出し身代持直し候節返濟可仕様御頼談申上候所、御承知被成下難在奉存候、仍而一札如件

高島郡田井村

明治七戌十二月

饗庭太四郎 印

廿六日

大津 元為替会社御中

(11) 井上政共編述『近江商人』(松桂堂、明治三年)六、七頁。

Abstract

Kunitoshi SUYENAGA, *The Exemption from Debts by the Ohmi Merchants: A Case of the Family of Kyuzayemon Matsui*

Wealthy ones of the Ohmi merchants often gave a drastic moderation in the repayment conditions to their debtors, who had owed them money. The merchants sometimes exempted a debtor from all the debts or accepted the repayment to be made after the promotion of the debtor. Such generous deeds created the social foundation for the long-standing prosperity of many merchants in Ohmi.